

## 「庁内会議のオープン化について」Q&A

「庁内会議のオープン化について（通知）」の運用に際しては、当面の間、次のQ&Aを参考にしてください。また、今後の各所属からの質問に応じ、適宜追加でQ&Aを提供していく予定です。

なお、Q&Aにおいては、庁内会議を次の①～③に分類しています。

- ① 規程、要綱等により設置され、構成員に市長、副市長又は局室区長のいずれかが含まれる会議
- ② 市としての意思決定に関係する会議や、複数の局室区にまたがって連絡調整を行うことを目的とする会議
- ③ 市民や報道機関の関心が高く、公開の要請が特に高いと思われる会議

### 1 庁内会議について

Q1 ①に該当する会議については、全てオープン化するのか。

A1 原則として、全てオープン化の対象となる。

Q2 ②・③に該当するかどうかの判断は、各所属において行うのか。

A2 会議ごと、開催ごとに各所属において判断することとする。

Q3 市民や外部有識者等、本市職員以外の者が構成員に含まれている会議も庁内会議に該当するのか。

A3 庁内会議は、本市職員のみにより構成されているものを想定しているため、市民や外部有識者等が構成員に含まれる会議は、庁内会議に該当しない。

ただし、当該会議の内容等に応じて、主宰者の判断により公開することや、当該会議の要綱等に基づき公開することは本通知の趣旨に合致するものであり、何ら差し支えない。

Q4 局内の意見・情報交換やレク等、いわゆる「打ち合わせ」と思われるものも庁内会議に該当するのか。

A4 単なる「打ち合わせ」に留まるものについては、庁内会議に該当しないものとする。

Q5 いわゆる「局議」について、規程、要綱等を定めていない場合、庁内会議に該当するのか。

A5 局議の開催ごとに判断することになる。

なお、②に該当するかどうかの判断に際しては、局議が市としての意思決定に関係するかどうかの問題となるが、単なる局内調整に過ぎない局議は、その時点では市としての意思決定に関係するとまでは言えないため、庁内会議には該当しないものとする。

この趣旨から、例えば、所属内の予算要求ヒアリングや市会対応に係る打ち合わせに類する局議等も庁内会議には該当しないものとする。

Q6 規程、要綱等により設置される①に該当する会議の下部会議として、各局室区の部長級・課長級職員から構成される部会等は庁内会議に該当するか。

A6 ②の「複数の局室区にまたがって連絡調整を行うことを目的とする会議」に当たするため、庁内会議に該当する。

Q7 係長級以下の職員のみが出席する会議は、庁内会議に該当するののか。

A7 会議の内容にもよるが、一般的には、課長級以上の職員が出席する会議を庁内会議と想定している。

Q8 ②について、いわゆる「事務研究会」の類は、「複数の局室区にまたがって連絡調整を行うことを目的とする会議」に該当するののか。

A8 単なる業務に係る担当者間の意見交換や、業務改善を図るに留まるものと解されるため、庁内会議には該当しないものとする。

## **2 庁内会議の公開方法等について**

Q1 取材要領について、統一的な取材要領の策定はしないのか。

A1 庁内会議については、その出席者や内容、報道機関からの注目度などが様々であると想定されるため、基本型の取材要領の提示に留めている。実態に応じて柔軟な対応をお願いしたい。

Q2 ①に該当する場合で、規程、要綱等において当該会議を非公開とする旨を定めている場合には、情報公開条例第7条各号に該当する非公開情報を含むか否かにかかわらず、会議を非公開としてよいか。

A2 条例に定めがある場合を除き、規程、要綱等の規定のみをもって直ちに当該会議を非公開にするのではなく、庁内会議は原則公開であるという本通知の趣旨に沿って、公開の可否について改めて検討いただきたい。

## **3 その他の会議について**

Q1 なお書き記載の指針等の趣旨は。

A1 庁内会議についてはこれまで具体的に定めた指針等が存在しなかったため、本通知により対応することとした。一方、審議会や外部団体との協議等についてはこれまでも指針等により個別に公開対応を行っているので、その趣旨を記載している。

## **4 事後公表について**

Q1 どの程度の資料を作成すべきか。

A1 作成すべき資料は「説明責任を果たすための公文書作成指針」による。

## 5 庁内会議の開催予定報告について

Q1 非公開の庁内会議についても報告が必要か。

A1 非公開の庁内会議については、報告は不要とする。

ただし、庁内会議は原則公開であるという本通知の趣旨に沿って、当該会議が非公開であっても、非公開の理由については各所属で再度整理を行っていただきたい。

また、当該会議が非公開であっても、「会議冒頭のカメラ取材可」などの方法も検討いただきたい。

## 6 その他

Q1 今回の取扱いの精査・検証の趣旨は。

A1 庁内会議に該当する会議の実態調査、庁内会議の開催及び公開の運用状況、報道機関との調整の実態等を踏まえ、庁内会議の対象の捉え方や、公開の方法等について一定期間経過後、検証する予定である。

したがって、本 Q&A についても、当面の間の取扱いとして、ひとまず示しているものなので、今後適宜改訂を図る予定である。